

我が国における死刑の歴史について

1 律令体制下：天平宝字元年（757年）施行の律令（養老律令）の規定

● 主刑

主刑として、「笞」、「杖」、「徒」、「流」、「死」の5刑が規定され、それぞれの刑はいくつかの等級に分かれており、「死」は、「絞」と「斬」の2種類が規定されていた（律冒頭）。

「絞」と「斬」では、「斬」の方が重い刑罰とされる。

● 死刑が課された罪

律については、相当部分が散逸しており、全容は明らかではないが、殺人、強盗などに死刑が定められていた。

● 死刑を科刑するための手続

初審は、刑部省が担当し、刑部省における判断の後、事件は太政官に送られ、太政官による確認がなされた（獄令）。

また、死刑の執行については、天皇に3回覆奏することが必要であった（獄令）。

実際の執行は、原則として市において行われた（獄令）。

例外は、皇親及び5位以上の官位にある者について悪逆以上の罪を犯した場合を除き、自宅で自尽することを認めていたこと並びに7位以上の官位にある者及び婦人について「絞」に処する場合に人目につかない場所で執行したこと

2 武家法

(1) 鎌倉時代

貞永元年（1232年）制定の御成敗式目には、主刑として、死罪、流刑、拘禁刑、体刑、財産刑が見受けられる。

御成敗式目追加の仁治2年（1241年）発布の規定によれば、殺人に対しては斬が科されていた。

（2）室町時代

侍所沙汰篇の冒頭に検断条目事として、「斬罪。絞罪。流罪。禁獄。拷訊。着駄。」とある。

（3）江戸時代

公事方御定書の「御仕置形之事」において、死刑の執行方法として、「鋸挽」、「磔」、「獄門」、「火罪」、「斬刑」、「死罪」及び「下手人」が定められていた。

公事方御定書によれば、死刑は殺人、10両以上の金品の窃盗、1両以上の詐欺、姦通、放火など多数の罪に対して科された。

3 明治以降

（1）明治元年10月30日行政宣布

刑事法については、新律が公布されるまでは幕府の法令によることとされた。

ただし、磔については、君父を殺した大逆に限定して用いることとし、火あぶり（火罪、焚刑）は廃止された。

（2）新律綱領（明治3年12月20日）

● 主刑（名例律上）

主刑として、「笞」、「杖」、「徒」、「流」、「死」の5刑が定められ、それぞれの刑はさらにいくつかの等級に分かれており、「死」は「絞」と「斬」があった。

さらに、斬首した首を晒す「梶首」を付加することができた。

なお、梶首は明治 12 年に廃止された（明治 12 年太政官布告第 1 号）。

● 死刑が課された罪

殺人、強盗、窃盗、放火、アヘンの密売等幅広い罪に課された

● 死刑の決定方法

死罪については、司法省を経由し、上奏した上で判決を言い渡すこととされていた（明治 5 年太政官布告司法職務制定第 11 条、第 93 条）。

● 執行方法

「絞」は、絞柱（別添 1 参照）を用いて、執行することとされた（新律綱領首巻獄具図）。

「絞」の執行方法は、絞罪器械図式（明治 6 年太政官布告第 65 号・別添 2 参照）により、現行の絞架式に改められた。

死罪の執行については、司法省に伺いをたてた上で執行することとされていた（明治 5 年太政官布告司法職務制定第 65 条）

(3) 刑法（明治 13 年太政官布告第 36 号）、刑法附則（明治 14 年太政官布告第 67 号）

● 主刑

死刑、無期徒刑、有期徒刑、無期流刑、有期徒刑、重懲役、軽懲役、重禁獄、軽禁獄、重禁錮、軽禁錮、罰金、拘留、科料が規定され、死刑は、絞首刑とされた（第 7 条、第 12 条）

● 死刑が科された罪

皇室に対する罪、内乱、謀殺、強盗致死、放火等

● 執行手続等

司法卿の命令により獄内で執行（第12条、第13条）

執行には、検察官、裁判所書記、典獄が立ち会うが、
執行関係者以外は立会官吏の許可がなければ立会が禁止
された（附則第1条、第2条）

(4) 刑法（明治40年法律第45号）、刑事訴訟法（明治23年法律第9
6号）、刑事訴訟法（大正11年法律第75号）

● 主刑

主刑として、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料が
定められ、死刑は絞首とされている（第9条、第11条）。

● 死刑の科される罪

刑法上、大逆罪、外患罪、内乱罪、放火罪、殺人罪、
強盗致死罪など

● 執行手続等

司法大臣の命令により監獄内において執行（刑法第11条、
明治刑訴第318条、大正刑訴第538条）。

検察官又は監獄の長の許可を得ない者の立会禁止（明治
刑訴第318条ノ2、大正刑訴第541条）

(5) 陸軍刑法（明治41年法律第46号）、陸軍軍法會議法（大正1
0年法律第85号）（海軍における法制もほぼ同じ）

● 適用範囲

主として陸軍軍人

● 死刑の科される罪

叛乱の罪、辱職の罪（司令官が尽くすところを尽くさ
ず敵に降伏することなど）、敵前において上官の命令に抗

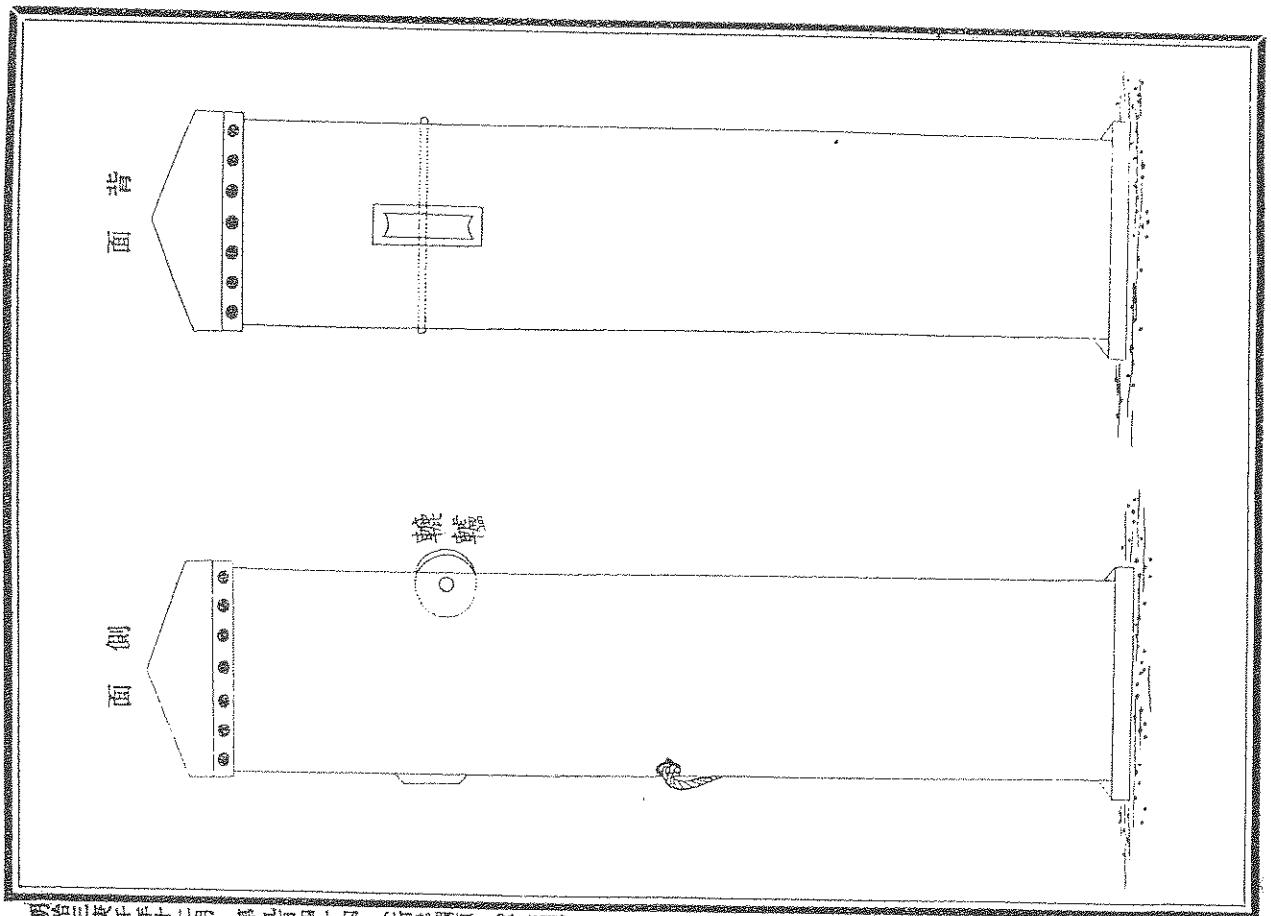
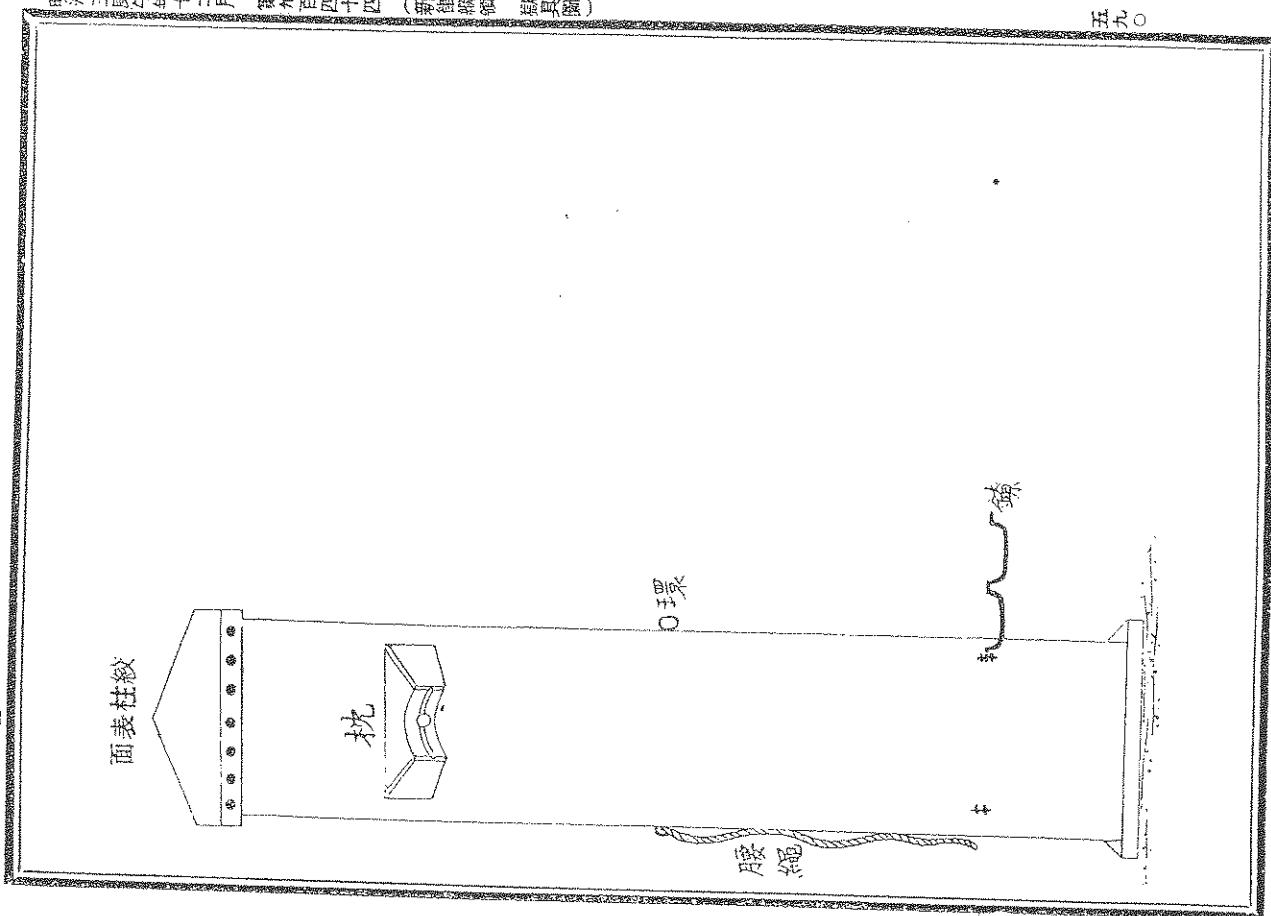
命した罪、敵前逃亡の罪など

● 執行手続等

死刑の執行方法は銃殺とされ（陸軍刑法第21条）、陸軍大臣の命令により陸軍法衙を管轄する長官の定める場所において執行された（陸軍軍法會議法第502条、陸軍刑法第21条）。

明治三庚午年十二月 第九百四十四 (新律綱領 器具圖)

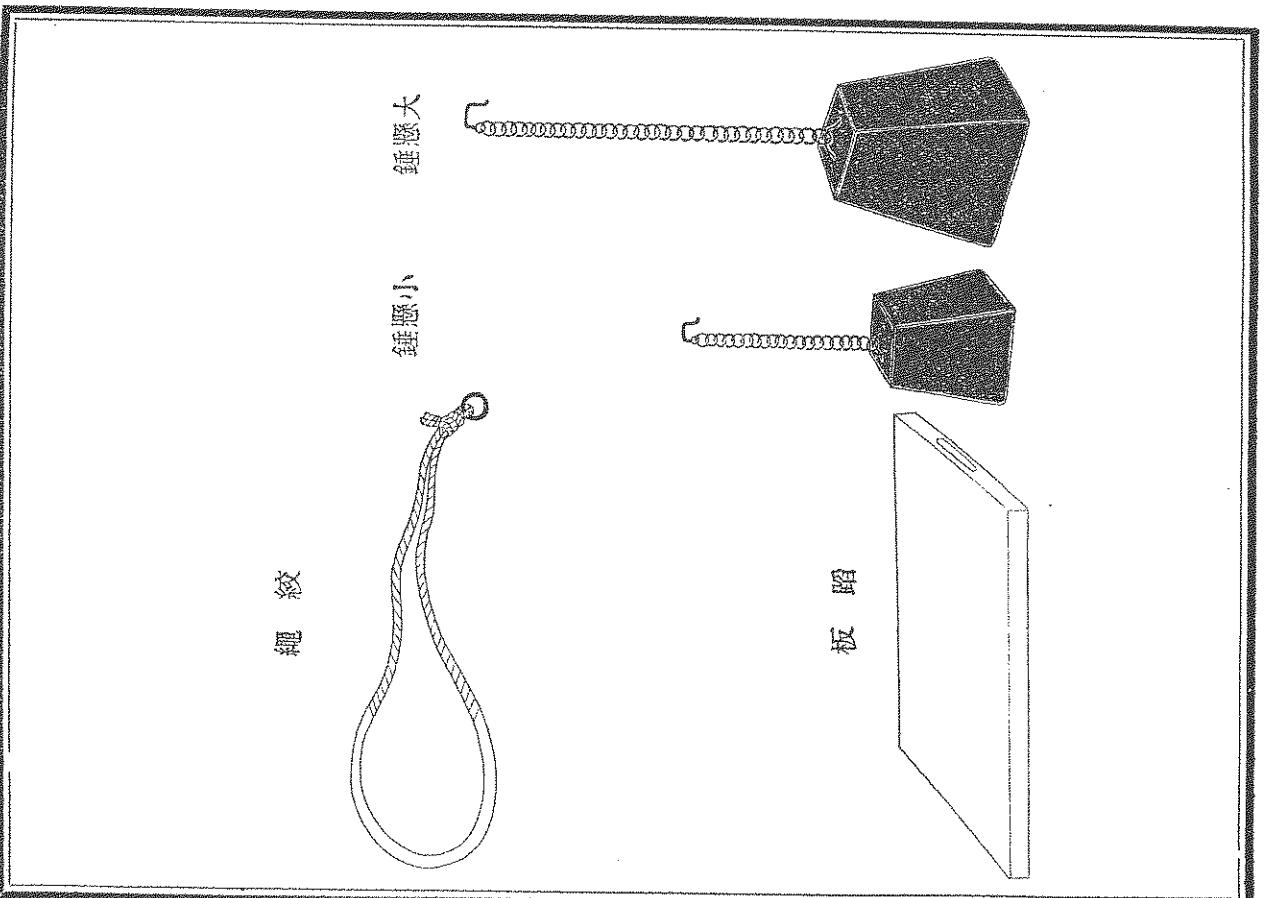
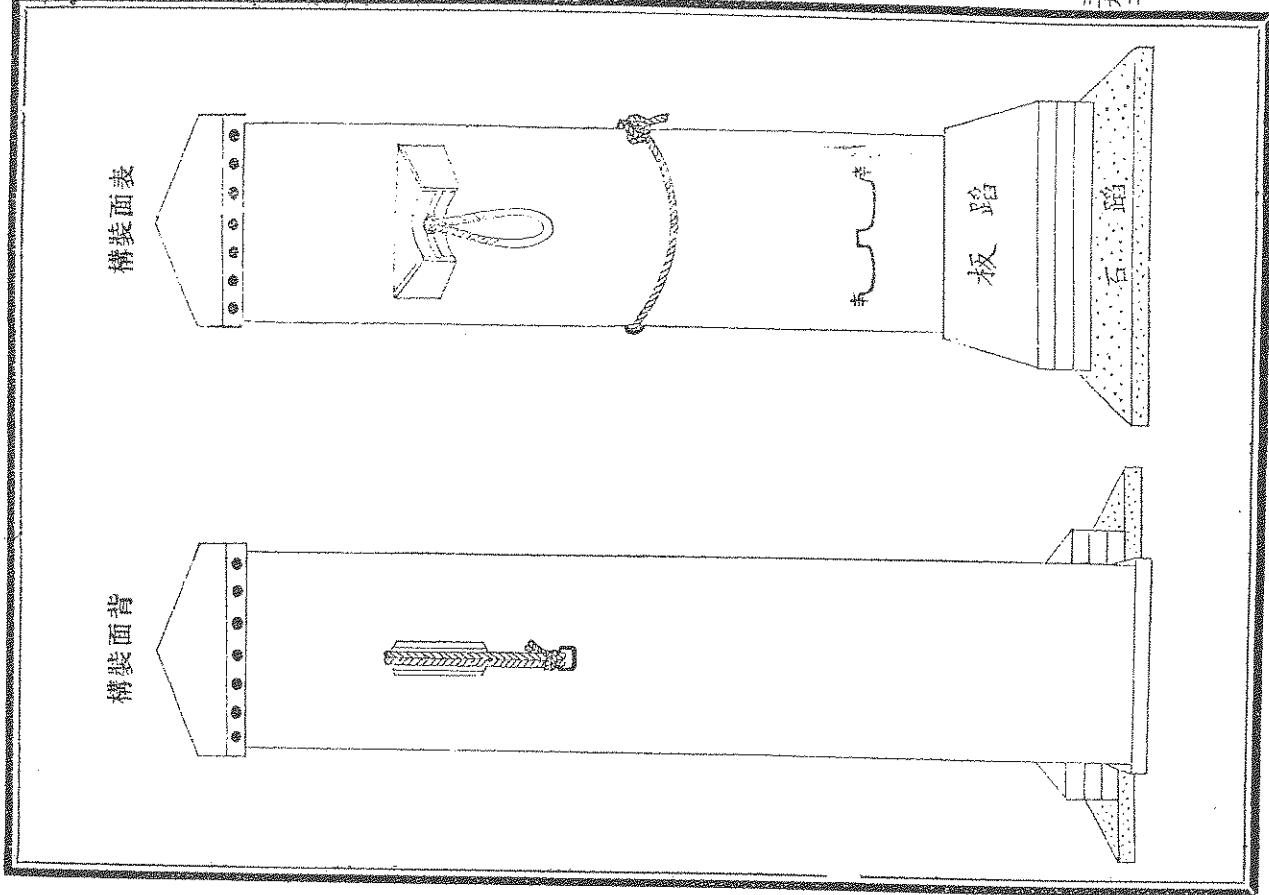
五九〇



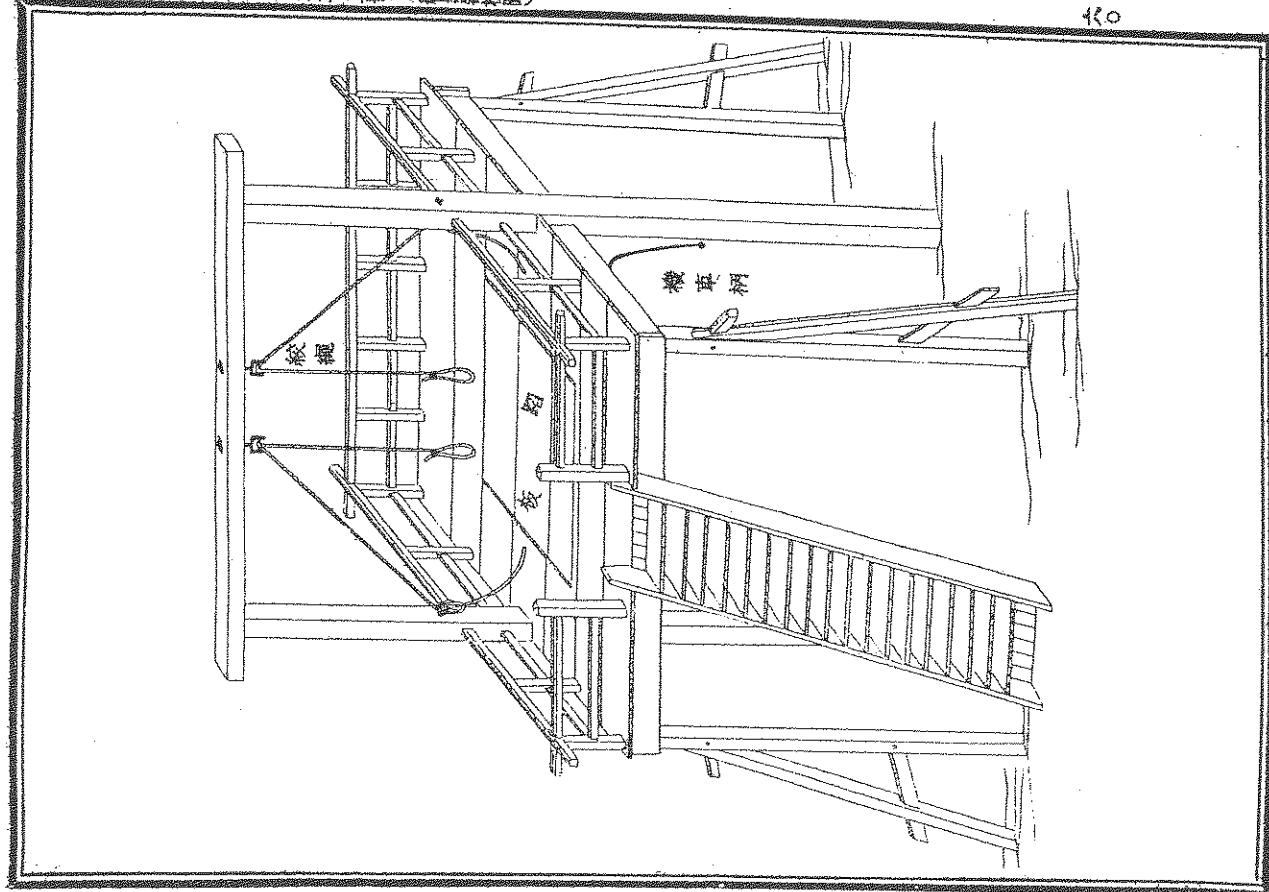
明治三庚午年十二月 第九百四十四 (新律綱領 器具圖)

五九一

正以宣子第六十
號第六十
政太號
機五六年

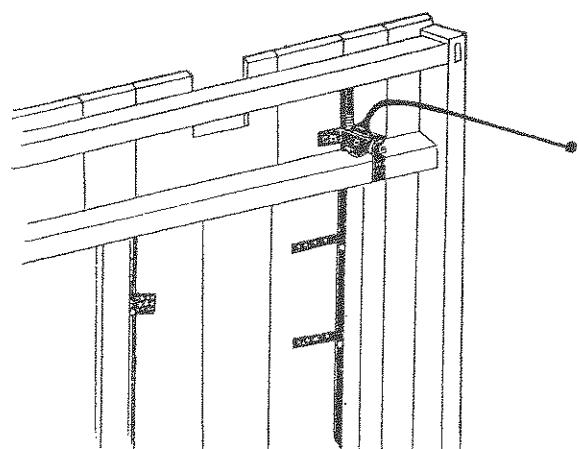
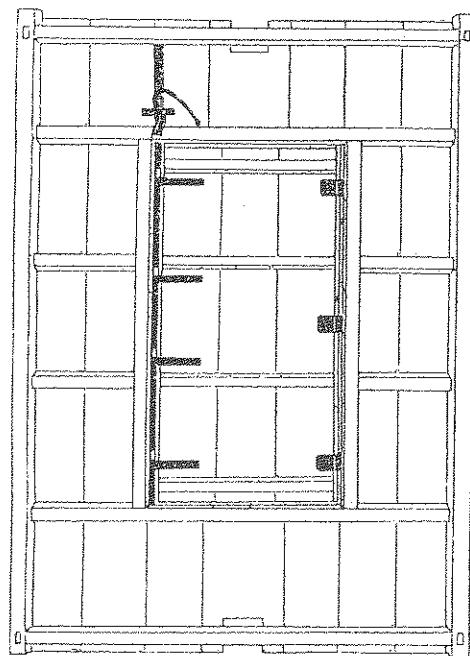


明治六年二月 大政官 第六十五號（改定基準圖）



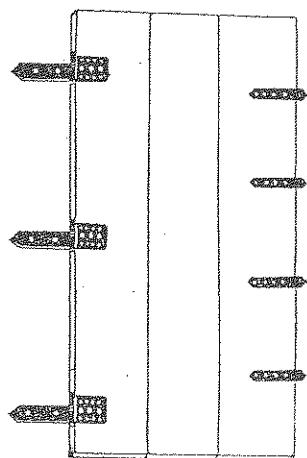
踏板裏面圖實物三十分之一

機車裝置圖實物三十分之一

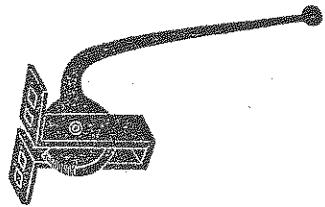


明治六年二月 大政官 第六十五號（改定基準圖）

踏板表面圖實物三十分之一



機車圖實物三十分之一



機車踏鐵板圖實物三十分之一



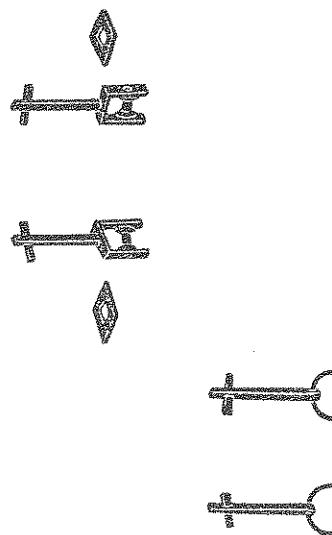
鐵板架圖實物十分之一



螺旋圖實物十分之一



綫繩機圖實物十分之一



綫繩略圖繩長二丈五尺

